

2014年6月24日 全9頁

会社法改正法、成立

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2014年6月20日、会社法改正法が可決、成立した。
- 会社法改正法には、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」を踏まえ、①社外取締役・社外監査役の社外要件の見直し、②多重代表訴訟制度の創設、③監査等委員会設置会社制度の創設、④支配株主の異動を伴う第三者割当に対する規制、⑤特別支配株主の株式等売渡請求制度の創設などが盛り込まれている。
- 施行日は、公布日から1年6ヵ月内の政令指定日とされている。

1. 会社法改正法、成立

2014年6月20日、会社法を巡る次の法律が参議院本会議で可決され、成立した（衆議院本会議は4月25日に可決）。

会社法の一部を改正する法律¹（以下、会社法改正法）

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律²（以下、関係法律整備法）

これらは、2012年9月に法制審議会が採択した「会社法制の見直しに関する要綱」³（以下、

¹ 法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00138.html）に掲載されている。

² 法務省のウェブサイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00139.html）に掲載されている。

³ 法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/content/000102013.pdf>）に附帯決議とともに掲載されている。拙稿「会社法制見直しの要綱案」（2012年8月22日付レポート）、「会社法制見直しの企業集団への影響」（2012年10月31日付レポート）なども参照。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12082201commercial.html>

<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/commercial/12103101commercial.html>

要綱)を踏まえ、会社法などの改正を行うものである。

なお、国会提出時の原案から、経過措置における法律名の技術的な修正(会社法改正法附則16条など)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の一部改正に関する修正(関係法律整備法116条など)が行われている⁴。

2. 会社法改正法のポイント

会社法改正法の内容は多岐にわたるが、その主なポイントをまとめると、次のようになる⁵。

【企業統治(コーポレート・ガバナンス)関連】

①監査等委員会設置会社制度(注1)の創設

◇株式会社の機関設計として、監査役を置かず、3人以上の取締役(過半数は社外取締役)によって構成される監査等委員会を設置する「監査等委員会設置会社」制度を創設する(改正後の会社法326条2項など)。

◇それに伴い、現行の「委員会設置会社」は、「指名委員会等設置会社」に呼称を変更する(同2条12号など)。

②社外取締役・社外監査役の要件の見直し

◇親会社等(注2)の一定の関係者、親会社等の子会社等(注3)の一定の関係者、取締役等の一定の親族については、「社外」と認めない(同2条15号、16号)。

◇その会社又は子会社の出身者につき、10年の冷却期間を認める(退任後10年経過すれば、原則、「社外」と認められる)(同2条15号、16号)。

◇いわゆる責任限定契約(会社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約)が締結できる範囲が、いわゆる非業務執行取締役、(社内を含む)監査役まで拡大される(同427条)。

③社外取締役を置いていない場合の理由の開示

◇事業年度の末日において、監査役設置会社(公開会社(注4)であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務が課されるものが、社外取締役を置いていない場合、その事業年度に関する定時株主総会において、社外

⁴ 修正の詳細については、衆議院の下記ウェブサイト参照。なお、会社法本体についての修正は行われていない。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/pdf/h031850221860010.pdf>

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/186/pdf/h031850231860010.pdf>

⁵ ここでは会社法改正法の主な内容を取り上げているが、「要綱」の内容の一部には、関係法律整備法で措置されているものもある。

取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない(注5) (同 327 条の 2)。

④会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定

◇監査役設置会社(監査役会設置会社)においては、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する議案の内容は、監査役(監査役会)が決定するものとする(同 344 条)。

【親子会社(企業結合) 関連】

⑤最終完全親会社等の株主による責任追及の訴え(いわゆる多重代表訴訟) 制度の創設

◇6 ヶ月前(注6) から引き続き最終完全親会社等の総議決権又は発行済株式の 1 %以上(注7) を有する株主は、その最終完全親会社等の一定の子会社の役員等の責任(特定責任)に係る責任追及等の訴え(特定責任追及の訴え)の提起を、その子会社に対して請求することができる(同 847 条の 3 第 1 項)。

◇上記の請求の日から 60 日以内に、その子会社が特定責任追及の訴えを提起しないときは、請求を行った株主が、その子会社のために特定責任追及の訴えを提起すること(いわゆる代表訴訟)ができる(同 847 条の 3 第 7 項)。

⑥親会社による子会社の株式等の譲渡

◇親会社が、一定の子会社の株式等を譲渡する場合(注8) は、その効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議による承認を受けなければならない(同 467 条 1 項 2 号の 2)。

【M&A 関連】

⑦特別支配株主の株式等売渡請求(いわゆるキャッシュ・アウト)

◇総株主の議決権の 90%以上(注9) (注10) の議決権を有する株主(特別支配株主)が、会社の承認の下に、他の株主全員に対して、その有する株式の全部を売り渡すことを請求することができる制度を創設する(同 179 条~179 条の 10 など)。

◇特別支配株主から保有する株式等の売渡しを請求された売渡株主等は、価格に不満がある場合は、裁判所に対して、価格決定の申立てを行うことができる(同 179 条の 8)。

⑧支配株主の異動を伴う募集株式の発行等(第三者割当て規制)

◇公開会社(注4) は、ある引受人(親会社等を除く)に募集株式を割り当てることにより、その引受人が(増資後に)総株主の議決権の過半数を有することとなる場合(株主割当てによる場合を除く)、払込期日の 2 週間前までに、株主に対し、その引受人の氏名・名称などを通知又は公告を行わなければならない(注11) (同 206 条の 2 など)。

◇上記の通知・公告（注12）から2週間以内に10%以上（注13）の議決権を有する株主が反対する旨を通知した場合は、払込期日の前日までに、株主総会決議（いわゆる普通決議）による承認を受けなければならない。ただし、その会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、その会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りではない（同206条の2第4、5項）。

⑨全部取得条項付種類株式の取得（全部取得）手続の見直し

◇全部取得条項付種類株式の取得（全部取得）手続について、開示手続（書面等の備置、株主への通知・公告）や裁判所への価格決定の申立手続（申立ての時期）などを見直す（同171条の2～173条の2）。

⑩株式買取請求があった場合における価格決定前の支払制度の創設

◇組織再編などにおいて株式買取請求があった場合、株式の価格決定があるまでに、株主に対し、その会社が公正な価格と認める額を支払うことができる（注14）。（同786条5項など）

【その他】

⑪株主名簿等の閲覧請求の拒絶事由の見直し

◇会社が株主名簿等の閲覧請求を拒絶できる事由から、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」を削除する（同125条3項など）。

⑫新株予約権無償割当てに関する割当通知

◇新株予約権無償割当てに関する割当通知の通知期限を、効力発生日後遅滞なく、かつ権利行使期間の末日の2週間前まで（現行、権利行使期間の初日の2週間前まで）とする（同279条）。

◇これによりライツ・オフリングに必要な期間が短縮されることが期待されている。

（注1）「要綱」では「監査・監督委員会設置会社（仮称）」とされていた。

（注2）「親会社等」とは、「親会社」及び「その会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの」をいう（会社法改正法に基づく会社法2条4号の2）。

（注3）「子会社等」とは、「子会社」及び「会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの」をいう（会社法改正法に基づく会社法2条3号の2）。

（注4）会社法上の公開会社をいう。すなわち、定款上、譲渡制限のない株式を発行できる会社のこと（会社法2条5号）。

（注5）「要綱」では、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示することを提言していた（後述3参照）。こちらは、今後の法務省令改正で対応されるものと思われる。

（注6）定款により引下げ可能（会社法改正法に基づく会社法847条の3第1項）。なお、公開会社でない最終完全親会社等については、6ヶ月の継続保有要件はない（同847条の3第6項）。

（注7）定款により引下げ可能（会社法改正法に基づく会社法847条の3第1項）。

（注8）効力発生日において、親会社が（その子会社の）議決権の過半数を有しないときに限る。

（注9）定款により引上げ可能（会社法改正法に基づく会社法179条1項）。

(注 10) その者が発行済株式全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める者を通じた間接保有分を含む（会社法改正法に基づく会社法 179 条 1 項）。

(注 11) 金融商品取引法に基づく有価証券届出書による開示などが行われている場合には、通知・公告は不要とされている（会社法改正法に基づく会社法 206 条の 2 第 3 項）。

(注 12) 上記（注 11）により通知・公告が不要とされた場合は、法務省令で定める日。

(注 13) 定款により引下げ可能（会社法改正法に基づく会社法 206 条の 2 第 4 項）。なお、複数の株主が会社に対して反対通知を行った場合は、それぞれの有する議決権数を合計して判定するものと考えられる（森本大介「第三者割当増資に関する規律および子会社株式等の譲渡に関する改正」（『商事法務』No. 1985（2012 年 12 月 15 日号））p. 28 など参照）。

(注 14) 裁判所における価格決定が長期化した場合に、発行会社に支払義務が生じる遅延利息（「年 6 分の利率」）の拡大を防止する趣旨だと思われる。

3. 公開買付け規制違反者の議決権行使差止めは盛り込まれず

会社法と金融商品取引法の調整という、いわゆる「公開会社法」的性格を有するほぼ唯一の事項として注目されていた、公開買付け規制に違反した者に対する議決権行使の差止請求制度は、今回の会社法改正法及び関係法律整備法には盛り込まれていない。その趣旨について、国会審議において次のような説明がなされている。

「金融商品取引法における公開買付け規制の違反があったからといって、株式売却の機会を奪われた株主に対して、損害賠償請求等による損害の回復という方法を超えて、他の株主の基本的な権利である議決権行使の差止め請求権まで認めるのが相当かは疑問であるという強い御指摘がございました。」

(出所) 平成 26 年 4 月 23 日衆議院法務委員会会議録（谷垣法務大臣答弁）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000418620140423014.htm

つまり、違反行為のもたらす影響（「株式売却の機会を奪われた」）と、それに対する制裁（議決権行使の差止め）の相当性（バランス）に疑義が示されたということだろう。

もともと、私見ではあるが、次のような問題点を考慮すれば、今回の会社法改正法に公開買付け規制に違反した者に対する議決権行使の差止請求制度が盛り込まれなかったことの妥当性について、疑問を感じざるを得ない。

◇公開買付け規制には、株主等への平等な売却機会の確保だけではなく、「企業買収ルール」としての企業買収の手続の公正性を図るという役割があること⁶

◇公開買付け規制違反に対しては、金融商品取引法上、刑事罰、課徴金、緊急差止命令などの制裁があるものの「いずれも発動が容易ではなく、違反に対する実効的なサンクションとし

⁶ 松尾直彦『金融商品取引法』（商事法務、2011 年）pp. 198-199 参照。

て十分ではない」⁷と考えられること

◇残存株主にその保有する株式の売却機会（いわゆるエグジット）を確保するための、いわゆるセル・アウト（一定割合（例えば 90%）以上の議決権を有する株主に対して、少数株主が自己の有する株式を買い取ることを請求する制度）などの仕組みが存在していないこと

◇株主の救済を損害賠償請求等によって図るとしても、「株式売却の機会を奪われた」ことによって生じた損害額等を認定することには困難が伴うと想定されること

4. 社外取締役設置の義務付けを巡る議論について

法制審議会（主にその会社法制部会）での議論、国会での審議も含め、今回の会社法改正の中でも、特に、社外取締役設置の義務付けは、社会的に大きな話題となっている。

法制審議会の「要綱」では、社外取締役設置の義務付けは盛り込まれておらず、注釈において情報開示の強化が提言されるにとどまっていた。すなわち、監査役設置会社（公開会社かつ大会社に限る）のうち、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務が課されるものに対して、「社外取締役が存在しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告で開示することを求めていた。なお、法制審議会は、この問題について、別途、附帯決議を行い、その中では「金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を一人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある」としていた。

会社法改正法でも、「要綱」を踏まえて、社外取締役設置の義務付けに関する規定そのものは盛り込まれていない。ただし、社外取締役に関連するいくつかの条項が設けられているほか、今後、制定される予定の法務省令を通じて、社外取締役にに関する情報開示の拡充が予定されているようだ。

その結果、次のように（会社法改正法の下では）「社外取締役選任の事実上の義務付け」がなされるに等しいとの見解も、法務大臣から示されている。

「改正法案が社外取締役の選任を事実上義務づけているというような見方もないわけではございません」

（出所）平成 26 年 4 月 11 日衆議院法務委員会会議録（谷垣法務大臣答弁）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000418620140411011.htm

⁷ 岩原紳作『『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説[VI・完]』（『商事法務 No. 1980』（2012 年 11 月 5 日号））p. 5。

(1) 社外取締役設置の義務付けに関する見直し条項

会社法改正法には、その附則の中で、次のような2年後に「社外取締役を置くことの義務付け等」について再検討を行う旨の、いわゆる見直し条項が盛り込まれている（会社法改正法附則25条）。

政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の総会説明義務

会社法改正法は、社外取締役が存在していない監査役設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、その発行する株式について有価証券報告書の提出義務が課されるものに対して、定時株主総会において「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することを要求している（改正後の会社法327条の2、前記2③）。

(3) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の事業報告、参考書類開示

会社法改正法自体には規定はないが、今後、法務省令で「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示を、事業報告に加えて株主総会参考書類においても求める方針が、国会審議において法務省の担当官から示されている。

「法務省令で、事業報告と株主総会参考書類にこの相当でない理由を記載することを義務づける予定としておりますが、その法務省令においては、社外監査役が二名おり、社外者による監査、監督として十分であるというようなことだけでは足りないということや、各会社のその時期の個別の事情に応じてこの相当な理由を述べなくちゃいけないというようなことを、まだ文言は決まっておられませんけれども、そういったことを法務省令で規定することを今検討しております。」

（出所）平成26年4月16日衆議院法務委員会会議録（深山法務省民事局長答弁）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000418620140416012.htm

特に、株主総会参考書類で「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示が求められる

この意義・影響について、次のような説明がなされている。

まず、株主総会参考書類における相当でない理由の記載に不備があった場合から先に説明をいたします。これは取締役選任議案のまさに参考として株主にお渡しするものですので、ここでの相当でない理由の記載が不十分あるいは不備であったというような場合には、株主総会の招集手続の法令違反があるものとして、その取締役の選任議案に係る株主総会の決議に瑕疵、取り消し事由ですね、決議取り消し事由があると判断される場合があり得るものと思います。

(出所) 平成 26 年 4 月 23 日衆議院法務委員会会議録 (深山法務省民事局長答弁)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000418620140423014.htm

つまり、仮に、その記載に不備があった場合、株主総会決議の取消という重大な結果を招く可能性があるということであろう。

(4) 「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示のあり方

「社外取締役を置くことが相当でない理由」の開示のあり方についても、国会審議において、次のようにかなり突っ込んだ説明がなされている。

「置かない理由とか置くことまでは必要ないといった理由を説明するだけでは足りません。社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすおそれがあるというような事情を説明しなければならないものと考えております。」

(出所) 平成 26 年 4 月 16 日衆議院法務委員会会議録 (深山法務省民事局長答弁)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000418620140416012.htm

「適任者がいないというだけの説明では、相当でない理由の説明とは認められないものと考えております」

(出所) 平成 26 年 4 月 23 日衆議院法務委員会会議録 (深山法務省民事局長答弁)

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000418620140423014.htm

つまり、「社外取締役を置くことが相当でない理由」といえるためには、(社外取締役を置くことが)「会社にマイナスの影響を及ぼすおそれがある」事情を説明しなければならず、「必要ない」とか、「適任者がいない」というだけでは足りないというのが、政府の見解ということになるだろう。

(5) 東証の規則改正（いわゆる独立取締役選任の努力義務）など

社外取締役を巡っては、会社法改正法そのものではないが、法制審議会の附帯決議を踏まえて、東京証券取引所が規則改正を行っている。具体的には、「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない」ことを内容とする有価証券上場規程の改正を行い⁸、2014年2月10日から実施している。

加えて、政府の成長戦略の一環として、「持続的成長に向けた企業の自律的な取り組みを促すため、東京証券取引所が、新たに『コーポレートガバナンスコード』を策定する」⁹ことも検討されているようだ。この中でも、取締役である独立役員（いわゆる独立取締役）の設置促進が議論される可能性があるだろう¹⁰。

4. 施行日

会社法改正法の施行日は、公布日から1年6ヵ月内の政令指定日とされている（会社法改正法附則1条）。なお、改正事項によっては、一定の経過措置が講じられているものがある。

例えば、特段の経過措置が設けられていない「社外取締役を置くことが相当でない理由」の定時株主総会での説明義務については、施行後、最初の定時株主総会（仮に、会社法改正法の施行が2015年4月とすれば、3月決算会社の場合、2015年6月定時株主総会）から適用されるものと考えられる。

それに対して、「社外」要件の見直し（前出2②参照）の場合、会社法改正法の施行の際、現に社外取締役（社外監査役）を置く株式会社の社外取締役（社外監査役）については、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会（仮に、会社法改正法の施行が2015年4月とすれば、3月決算会社の場合、2016年6月定時株主総会ということになる）の終結までは従前の例による経過措置が講じられている（同附則4条）。

⁸ 東証の下記ウェブサイトに掲載されている。

（概要） <http://www.tse.or.jp/rules/regulations/b7gie6000000myd3-att/b7gie60000049vr3.pdf>

（新旧対照表） <http://www.tse.or.jp/rules/regulations/b7gie6000000myd3-att/b7gie60000049v4e.pdf>

なお、拙稿「独立取締役確保の努力義務」（2014年2月7日付レポート）も参照。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140207_008199.html

⁹ 第17回産業競争力会議配布資料（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai17/siryou.html>）「資料2『日本再興戦略』の改訂について（素案）本文」（第一 総論）p.17。より具体的には、「東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする有識者会議において、基本的な考え方を取りまとめ、東京証券取引所が、来年半ばまでに」策定するというスケジュールが想定されているようだ（同前（第二 3つのアクションプラン）p.4）。なお、2014年6月21日付日本経済新聞も参照。

¹⁰ 例えば、自由民主党日本経済再生本部「日本再生ビジョン」（平成26年5月23日）p.18は、「上場株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも2名以上確保することとする」という「コード案」を提案している（https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/economic_recovery/125095.html）。